

## 消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて 新旧対照表

改正後	現 行
<p>&lt;第1条(目的)関係&gt; 1~4 (略)</p> <p>5 員外利用の禁止</p> <p>組合事業の組合員以外の者への利用については、消費者の相互扶助組織であるという生協制度の本旨を踏まえ、員外利用は原則禁止されており、員外利用させることができる場合を法令上限定列挙するとともに、その場合の利用限度を定めたものである。法第12条第3項に「組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。ただし、次に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。」と規定され、同項各号において、利用限度がない場合として、</p> <p>ア 自動車損害賠償責任共済契約(契約締結者の相続等の場合)</p> <p>イ 災害時の緊急物資の提供</p> <p>ウ 行政からの委託事業</p> <p>エ 特定の物品を供給する事業</p> <p>オ 体育施設、教養文化施設の利用</p> <p>を規定し、また、同条第4項において、利用限度がある場合として、</p> <p>カ 医療事業</p> <p>キ 福祉事業</p> <p>ク 当該職域に係る者(職域生協の母体企業や大学)による購買事業の利用</p> <p>ケ 山間僻地における物品の提供</p> <p>コ 組合員以外の者に利用させることが適当であると認められる事業として厚生労働省令に定めるものを規定している。</p> <p>コの「厚生労働省令に定めるもの」としては、</p> <p>① 保育所等への食材等への提供</p> <p>② 職域組合における職務等の理由による来訪者への物品の提供</p> <p>③ 生協間の物資提供</p> <p>④ イベントを開催した場合の物品の提供</p> <p>⑤ 災害時に避難した者への物品の提供</p> <p>⑥ 配送により、一月以内の試行的利用を希望する者への物品の提供</p> <p>⑦ 職域組合における職務等の理由による来訪者等の利用事業の利用</p> <p>⑧ 山間僻地における利用事業の利用(その地域における他の事業者の事業活動に影響を及ぼす場合を除く。)</p> <p>⑨ 納骨堂の利用</p> <p>を規定している。</p> <p>また、利用限度がある場合については、以下の区分に応じ、組合員及び非組合員の利用分量を把握することが必要である。</p>	<p>&lt;第1条(目的)関係&gt; 1~4 (略)</p> <p>5 員外利用の禁止</p> <p>組合事業の組合員以外の者への利用については、消費者の相互扶助組織であるという生協制度の本旨を踏まえ、員外利用は原則禁止されており、員外利用させることができる場合を法令上限定列挙するとともに、その場合の利用限度を定めたものである。法第12条第3項に「組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。ただし、次に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。」と規定され、同項各号において、利用限度がない場合として、</p> <p>ア 自動車損害賠償責任共済契約(契約締結者の相続等の場合)</p> <p>イ 災害時の緊急物資の提供</p> <p>ウ 行政からの委託事業</p> <p>エ 特定の物品を供給する事業</p> <p>オ 体育施設、教養文化施設の利用</p> <p>を規定し、また、同条第4項において、利用限度がある場合として、</p> <p>カ 医療事業・福祉事業(組合員利用の100/100を上限)</p> <p>(新設)</p> <p>キ 当該職域に係る者(職域生協の母体企業や大学)による購買事業の利用(組合員利用の20/100を上限)</p> <p>ク 山間僻地における物品の提供(組合員利用の20/100を上限)</p> <p>ケ 組合員以外の者に利用させることが適当であると認められる事業として厚生労働省令に定めるもの(下記の⑥を除き、組合員利用の20/100を上限)</p> <p>を規定している。なお、利用限度がある場合については、組合員及び非組合員の利用分量を把握することが必要である。</p> <p>ケの「厚生労働省令に定めるもの」としては、</p> <p>① 保育所等への食材等への提供</p> <p>② 職域組合における職務等の理由による来訪者への物品の提供</p> <p>③ 生協間の物資提供</p> <p>④ イベントを開催した場合の物品の提供</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑤ 職域組合における職務等の理由による来訪者の食堂の利用</p> <p>⑥ 納骨堂の利用(組合員利用の100/100を上限)</p> <p>⑦ 山間僻地における利用事業の利用(その地域における他の事業者の事業活動に影響を及ぼす場合を除く。)</p> <p>を規定している。</p>

改正後

- ・医療事業（カ） 組合員利用の100/100を上限
- ・福祉事業（キ） 組合員利用の100/100を上限
- ・供給事業（ク、ケ、コ①～⑥） 組合員利用の20/100を上限
- ・利用事業（コ⑦、⑧） 利用事業の種類ごとに、組合員利用の20/100を上限
- ・利用事業（コ⑨） 組合員利用の100/100を上限

なお、ケ及びコについては、行政庁の許可が必要であり、当該許可については、個々のケースに応じ、生協の本旨やその公共性、公益性、利用分量の把握方法の適切性等の観点から許可をするものである。また、ケ並びにコ①、②、③、④、⑤及び⑥の供給事業については、同条第5項において、「行政庁は、前項第2号又は第3号の許可の申請があつた場合において、組合がその組合員以外の者に物品の供給事業（物品を加工し、又は修理する事業を含む。以下次項において同じ。）を利用させることによつて中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、前項第2号又は第3号の許可をしてはならない。」と規定されている。

また、法第12条第6項において、行政庁は、必要があると認めるときは、物品の供給事業を行う組合に対し、

ア 同条第3項ただし書又は同条第4項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き組合員以外の者には当該事業を利用させない旨を、物品の供給事業を行う場所に明示すること

イ 同条第3項ただし書又は同条第4項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き、組合員であることが不明瞭である者に対しては組合員である旨を示す証明書を提示しなければ、物品の供給事業を利用させないこと

という措置をとるべきことを命ずることができる旨が規定され、組合の供給事業の適正化、円滑化を図ることとしているのである。なお、組合が行政庁の許可なく組合員以外の者への事業の利用を行った場合には、行政庁は、検査を行い、必要な措置をとる旨命じた後にその組合の解散を命ずることができる（法第95条）とともに、組合の理事は、20万円以下の過料に処せられる（法第100条第1項第2号）。さらに、組合の理事であつて前述のア又はイの措置を採るべき行政庁の命令に違反した者も20万円以下の過料に処せられることとされている（法第100条の2）。

6 (略)

現行

なお、ク及びケについては、行政庁の許可が必要であり、当該許可については、個々のケースに応じ、生協の本旨やその公共性、公益性、利用分量の把握方法の適切性等の観点から許可をするものである。また、ク並びにケ①、②、③及び④の供給事業については、同条第5項において、「行政庁は、前項第2号又は第3号の許可の申請があつた場合において、組合がその組合員以外の者に物品の供給事業（物品を加工し、又は修理する事業を含む。以下次項において同じ。）を利用させることによつて中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、前項第2号又は第3号の許可をしてはならない。」と規定されている。

また、法第12条第6項において、行政庁は、必要があると認めるときは、物品の供給事業を行う組合に対し、

ア 同条第3項ただし書又は同条第4項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き組合員以外の者には当該事業を利用させない旨を、物品の供給事業を行う場所に明示すること

イ 同条第3項ただし書又は同条第4項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き、組合員であることが不明瞭である者に対しては組合員である旨を示す証明書を提示しなければ、物品の供給事業を利用させないこと

という措置をとるべきことを命ずることができる旨が規定され、組合の供給事業の適正化、円滑化を図ることとしているのである。なお、組合が行政庁の許可なく組合員以外の者への事業の利用を行った場合には、行政庁は、検査を行い、必要な措置をとる旨命じた後にその組合の解散を命ずることができる（法第95条）とともに、組合の理事は、20万円以下の過料に処せられる（法第100条第1項第2号）。さらに、組合の理事であつて前述のア又はイの措置を採るべき行政庁の命令に違反した者も20万円以下の過料に処せられることとされている（法第100条の2）。

6 (略)

<第72条（その他の剰余金処分）関係>

この任意積立金又は繰越金は、全く任意なものである。しかしながら、組合に剰余が生じた場合には、本来組合員に還元すべきであり、これを無計画に任意積立金等により積み立てることは適当でない。したがって、任意積立金を積み立てる場合には、次年度の事業の拡大に備えて資産の充実を図る等その目的、必要とする額等を各組合毎に判断しながら積み立てることが必要である。いずれにしても、必要な処理を行った後の剰余金は、それぞれ組合の経済的実情に応じ、組合員全体の意思を尊重して決めるべきものである。

<第72条（その他の剰余金処分）関係>

この任意積立金又は繰越金は、全く任意なものである。しかしながら、組合に剰余が生じた場合には、本来組合員に還元すべきであり、これを野放図に任意積立金等により積み立てることは適当でない。したがって、任意積立金を積み立てる場合には、次年度の事業の拡大に備えて資産の充実を図る等その目的、必要とする額等を各組合毎に判断しながら積み立てることが必要である。いずれにしても、必要な処理を行った後の剰余金は、それぞれ組合の経済的実情に応じ、組合員全体の意思を尊重して決めるべきものである。

改正後

<第76条（解散）関係>

1 （略）

2 組合が解散（合併及び破産による解散を除く。）したときは、清算人の申請により（行政庁の解散命令による解散の場合は行政庁の嘱託により）、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、解散の事由を証する書面を添付して解散の登記をしなければならない（法第79条）。なお、登記に関しては、第2条（解説）2を参照のこと。

3～11 （略）

現行

<第76条（解散）関係>

1 （略）

2 組合が解散（合併及び破産による解散を除く。）したときは、清算人の申請により（行政庁の解散命令による解散の場合は行政庁の嘱託により）、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、解散の事由を証する書面を添付して解散の登記をしなければならない（法第78条）。なお、登記に関しては、第2条（解説）2を参照のこと。

3～11 （略）

